

# 大規模災害復興法Q & A

内閣府防災 復旧・復興担当

## 目次

### 1. 総論

- 問1 なぜ、大規模復興法が制定されたのですか。…………… 1
- 問2 大規模災害復興法が対象とする災害は、どのような災害ですか。…………… 2
- 問3 対象となる災害の規模を2段階に分けている理由を教えてください。…………… 3
- 問4 災害対策基本法と大規模災害復興法の関係を教えてください。…………… 4
- 問5 大規模災害復興法では、財政措置や課税の減免等の措置が盛り込まれていない理由を教えてください。…………… 5

### 2. 復興対策本部及び復興基本方針等

#### ① 復興対策本部

- 問6 復興対策本部の組織はどのようなものですか。…………… 6
- 問7 復興対策本部の所掌事務を教えてください。…………… 8
- 問8 緊急災害対策本部と復興対策本部との関係を教えてください。…………… 9
- 問9 復興対策委員会はどのような構成ですか。…………… 10

#### ② 復興基本方針等

- 問10 復興基本方針に定める事項とそのイメージを例示して下さい。…………… 11
- 問11 都道府県復興方針に定める事項を例示して下さい。…………… 13

### 3. 復興計画に係る特別の措置

#### ① 復興計画の作成等

- 問12 復興計画について、その制度の趣旨・目的を教えてください。…………… 14
- 問13 復興計画を作成することができる地域要件を教えてください。…………… 15
- 問14 復興計画に定める事項とそのイメージを教えてください。…………… 16
- 問15 住民の意見を反映させるために必要な措置を教えてください。…………… 18
- 問16 東日本大震災復興特別区域法による復興整備計画の実績を教えてください。…………… 19
- 問17 復興協議会の構成を教えてください。…………… 20

#### ② 復興計画の特例

- 問18 復興計画等に係る特別の措置の概要を教えてください。…………… 21
- 問19 東日本大震災復興特別区域法の復興整備計画における特例の活用状況を教えてください。…………… 23
- 問20 大規模災害復興法における土地利用基本計画の変更等に関する特例を教えてください。…………… 24
- 問21 復興協議会によるワンストップ処理を行う場合の都市計画の決定又は変更に係る手続を教えてください。…………… 25

問 22	復興整備事業に係る許認可等の特例について教えてください。 ……	26
問 23	大規模災害復興法における農地転用許可の特例を教えてください。 ……	27
問 24	大規模災害復興法における港湾法の特例を教えてください。 ……	28
問 25	大規模災害復興法における市街化調整区域の開発許可制度の特例を 教えてください。 ……	29
問 26	大規模災害復興法における土地区画整理事業等の特例を教えてください。 ……	30
問 27	復興整備事業として行う都道府県営土地改良事業に係る土地改良法の特例 を教えてください。 ……	31
問 28	非申請土地改良事業・漁港漁場整備事業に係る手続の一元化について 教えてください。 ……	33
問 29	大規模災害復興法における集団移転促進事業の特例について教えてください。 ……	34
問 30	大規模災害復興法における住宅地区改良事業の特例について教えてください。 ……	35
問 31	大規模災害復興法における地籍調査事業の特例について教えてください。 ……	36
<b>③ 復興一体事業</b>		
問 32	復興一体事業とはどのような事業ですか。 ……	37
問 33	復興一体事業に係る土地区画整理法の準用及び土地区画整理事業の特例 について教えてください。 ……	38
問 34	復興一体事業に係る農業用排水施設等の管理について教えてください。 ……	39
問 35	復興住宅等建設区への換地の申出に係る手続等及び換地について 教えてください。 ……	40
<b>④ 復興計画の実施に係る特別の措置</b>		
問 36	復興整備事業等のための土地への立入り等の措置について教えてください。 ……	42
問 37	特定被災市町村等や復興整備事業の実施主体への協力要請に係る措置に ついて教えてください。 ……	43
問 38	大規模災害復興法における不動産登記法の特例（筆界特定の申請の特例） について教えてください。 ……	44
問 39	大規模災害復興法における独立行政法人都市再生機構法の特例について 教えてください。 ……	45
問 40	農業振興地域の整備に関する法律の特例について教えてください。 ……	46
問 41	一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画とはどのようなものですか。 ……	47
<b>⑤ 都市計画の特例</b>		
問 42	大規模災害復興法における都市計画の決定又は変更の代行について 教えてください。 ……	48
<b>⑥ 災害復旧事業に係る工事の国等による代行</b>		
問 43	大規模災害復興法における災害復旧事業等の代行制度について教えてください。 ……	49
<b>4. 雑則</b>		
問 44	職員の派遣の要請等について教えてください。 ……	51

(総論関係)

問1 なぜ、大規模復興法が制定されたのですか。

(答)

大規模災害復興法は、東日本大震災の教訓を今後に生かし、今後の防災対策を充実・強化するための災害対策法制の見直しの一環として、平成24年6月に行った災害対策基本法の一部を改正する法律(平成24年法律第41号)に引き続き、さらなる法制上の措置を講じたものです。

具体的には、上記法律の附則及び衆参両院の附帯決議において、災害からの復興の枠組み等について引き続き検討すべきとされたことから、中央防災会議の防災対策推進検討会議最終報告(平成24年7月31日決定)で法制上の措置が必要とされた事項を中心として、今後発生が懸念される大規模災害に備えて、

- ・ 政府の復興対策本部や復興基本方針
- ・ 都道府県復興方針や市町村の復興計画

などについて、あらかじめ法制化を図ったものです。

これまでの大規模災害に対する復興の枠組みは、発災後にその都度、特別法の制定により対応してきましたが、本法によって、個別の特別法の制定を待たず迅速に閣議決定をもって、復興対策本部を設置し、復興基本方針を策定することが可能となりました。

このような国の取組を受けて、地方公共団体においても、大規模災害からの復興に向け、早期に見通しを立てて、都道府県復興方針を策定し、市町村による復興計画を作成することが可能です。

また、本法では、復興計画に記載する復興整備事業についての許認可等の一括処理などの特例、災害復旧事業等の国等による代行制度などを設けており、これにより、地方公共団体の事務負担の軽減にも寄与するものとしています。

(総論関係)

問2 大規模災害復興法が対象とする災害は、どの様な災害ですか。

(答)

大規模災害復興法が対象とする大規模災害について、一律に定量的な規模を示すことは難しいですが、基本的には、阪神・淡路大震災や東日本大震災と同等規模以上のものを想定しており、復興対策本部や復興計画に基づく特例等については、災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部が設置された災害に適用することとしています（特定大規模災害：法第2条第1項第1号）。

一方、都市計画や災害復旧事業に係る代行制度については、緊急災害対策本部が設置されていなくても、著しく異常かつ激甚な非常災害として、政令で指定されたものには適用することとしています（特定大規模災害等：法第2条第1項第9号）。

(総論関係)

問3 対象となる災害の規模を2段階に分けている理由を教えてください。

(答)

大規模災害復興法に基づく措置については、

- ① 政府の復興対策本部の設置及び復興基本方針の策定
  - ② 市町村の復興計画の作成及びこれに基づく許認可のワンストップ化等
  - ③ 被災した地方公共団体の行政機能を補完する代行制度
- に大別されます。

このうち、大規模災害復興法における復興対策本部と同様の組織が法律によって設置された災害は、同法制定以前において、阪神・淡路大震災と東日本大震災のみとなっています。また、許認可のワンストップ化等は、既存の個別法の特例を設けるものであり、私権制限にも関わるものです。

このため、これらの措置(①②)の適用については、同様の措置が講じられた阪神・淡路大震災や東日本大震災と同等規模以上の災害を対象としています。

一方、代行制度(③)については、平時の国と地方公共団体の役割分担を変更するものではありませんが、その適用が地方公共団体からの要請に委ねられており、また、行政間の特例であることから、その適用については、必ずしも東日本大震災などと同等規模以上のものに限定する必要はありません。

こうしたことから、大規模災害復興法においては、適用する措置の内容や過去の災害からの復興において講じられた措置に鑑みて、対象となる災害の規模を2段階に分けています。

(総論関係)

問4 災害対策基本法と大規模災害復興法との関係を教えてください。

(答)

社会通念上、災害対策には、災害予防から復興までを含みうるものと考えられ、また、内閣府設置法（平成11年法律第89号）の所掌事務規定においても、「防災」を「災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興」と定義しています。

一方、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）は、目的規定において「国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため（略）必要な災害対策の基本を定める」として、同法における「防災」の定義は、「災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ること」とされています。

また、同法では、「施設の復旧と被災者の援護を図り、災害からの復興に努めなければならない」との規定はあるものの、目的や定義に関する規定において復興には触れられておらず、その意味では、他の災害対策とは位置づけが異なるものです。

このため、復興への取組については、法制上、災害対策基本法に位置付けず、大規模災害を受けた地域の円滑・迅速な復興を図ることを目的として大規模災害復興法を制定しました。

(総論関係)

問5 大規模災害復興法では、財政措置や課税の減免等の措置が盛り込まれていない理由を教えてください。

(答)

特別の財政措置や税収の変動を伴う措置については、

- ・ 具体的な被害状況等に応じて、復興に必要な予算規模は変わってくること
- ・ 発災時の国等の財政状況によって、可能となる財政出動の規模は異なること
- ・ 被災した地方公共団体への財政支援の程度については、当該地方公共団体の財政力が考慮されるべきこと
- ・ 財源確保のための各般の措置の在り方については、発災時の国民全体の負担に関する議論等が必要であること

などから、あらかじめ法制化を図ることは適切ではないと考えます。

また、地域経済の復興のための規制緩和などの特例についても、具体的に被災した地域における主要産業等を踏まえ、対象となる業種の選定や雇用創出効果とその緊要性等と法の下での平等との比較衡量など、発災時の検討が必要となるものであり、あらかじめ法制化を図ることにはなじまないものと考えます。

こうしたことから、大規模災害復興法においては、財政措置等について、具体的には定めておりませんが、大規模災害が発生した場合において、特別の必要があると認めるときは、別に法律で定めるところにより、復興のための財政上の措置等を速やかに講ずるものとする旨の規定を設けています。

(復興本部関係)

問6 復興対策本部の組織はどのようなものですか。

(答)

**【復興対策本部】**

大規模災害復興法では、特定大規模災害の発災後、速やかに復興対策本部を設置し、必要な施策に着手できるよう、あらかじめ、同本部の組織を定めており、その具体的な内容は以下のとおりです。

- ・ 復興対策本部の長は、復興対策本部長とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充て、本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督することとする。
- ・ 復興対策本部に、復興対策副本部長、復興対策本部員その他の職員を置き、副本部長は国務大臣をもって、本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣のほか、副大臣若しくは大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てることとする。
- ・ 副本部長及び本部員以外の本部の職員は、関係行政機関の長又は職員のうちから、内閣総理大臣が任命することとする。

**【復興現地対策本部】**

本部長の定めるところにより当該本部の事務の一部を行う組織として、閣議にかけて、復興現地対策本部を置くことができます。

この場合において、地方自治法第 156 条第 4 項の規定は適用せず、内閣総理大臣は、現地対策本部を置いたときは、これを国会に報告しなければならないこととしています。

現地対策本部に、現地対策本部長及び現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てます。



(参考) 復興庁と復興対策本部の比較

	復興庁（内閣に設置）	復興対策本部（内閣府に設置）
組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長：内閣総理大臣</li> <li>・復興大臣・副大臣・政務官</li> <li>・復興推進会議               <ul style="list-style-type: none"> <li>－議 長：内閣総理大臣</li> <li>－副議長：復興大臣</li> <li>－議 員：国務大臣、 副大臣・政務官・ その他の行政機関 の長から任命</li> </ul> </li> <li>・復興推進委員会（地方公共団体の長・ 有識者で構成）</li> <li>・復興局（所掌事務の一部分掌）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長：内閣総理大臣</li> <li>・副本部長：国務大臣</li> <li>・本部員：国務大臣、 副大臣・政務官・ その他の行政機関 の長から任命</li> <li>・復興対策委員会（地方公共団体の長・ 有識者で構成）</li> <li>・現地復興対策本部（所掌事務の一部 分掌）</li> </ul>
人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興庁常駐約 160人</li> <li>・復興局常駐約 90人 (H24. 2. 10)</li> </ul>	<p>【東日本大震災復興対策本部例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部事務局常駐 117人</li> <li>・現地本部常駐 27人 (H23. 10. 1現在)</li> </ul>
所掌事務	<p>[内閣補助事務]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興のための施策に関する基本的な 方針の企画立案・総合調整</li> <li>・関係省庁が講ずる復興施策の実施の 推進及び総合調整</li> <li>・復興に関する施策の企画立案・総合 調整</li> </ul> <p>[分担管理事務]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興に関する行政各部の事業の統括 監理</li> <li>・要望の一元受理・対応</li> <li>・地方公共団体への助言等協力</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に関する予算の一括要求、実施 計画の策定、予算配分</li> <li>・復興推進計画の認定 等</li> </ul>	<p>[内閣補助事務]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興基本方針の案の作成に関するこ と</li> <li>・関係省庁の長が実施する復興施策の 総合調整</li> <li>・復興基本方針に基づく関係省庁の施 策の推進</li> </ul> <p>[分担管理事務]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の長等が実施する復興 施策の総合調整</li> <li>・復興基本方針に基づく地方公共団体 の施策の推進</li> </ul>

(復興対策本部関係)

問7 復興対策本部の所掌事務を教えてください。

(答)

大規模災害復興法では、特定大規模災害の発災後、速やかに復興対策本部を設置し、必要な施策に着手できるよう、あらかじめ、その所掌事務等について以下のとおり定めています。

- ① 復興基本方針の案の作成に関すること。
- ② 所管区域において関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関が実施する特定大規模災害からの復興のための施策の総合調整に関すること。
- ③ 復興基本方針に基づく施策の実施の推進に関すること。
- ④ その他法令の規定によりその権限に属する事務。

なお、復興対策本部が復興基本方針の案を作成するときは、あらかじめ、復興対策委員会の意見を聞くことが必要です。

(参考) 緊急災害対策本部の所掌事務

○災害対策基本法(昭和36年法律第223号)(抄)

(緊急災害対策本部の所掌事務)

第28条の4 緊急災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。
- 二 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること。
- 三 非常災害に際し必要な緊急の措置の実施に関すること。
- 四 第二十八条の六の規定により緊急災害対策本部長の権限に属する事務
- 五 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(復興対策本部関係)

問8 緊急災害対策本部と復興対策本部との関係を教えてください。

(答)

緊急災害対策本部と復興対策本部とは、それぞれ別個の法律に基づいて、設置されるものであり、担っている所掌事務も異なります。

したがって、復興対策本部が設置された場合に、緊急災害対策本部が当然に廃止されるものではなく、両本部は並立しうるものです。

なお、東日本大震災においても、復興対策本部が設置された際に、緊急災害対策本部は廃止せず、それぞれの必要から並立されました。

(参考) 阪神・淡路大震災と東日本大震災における両本部の設置状況

阪神・淡路大震災	東日本大震災
H7. 1. 17 非常災害対策本部設置 ～H14. 4. 21 同本部廃止	H23. 3. 11 緊急災害対策本部設置
H7. 2. 24 復興対策本部設置 ～H12. 2. 23 同本部廃止 (阪神・淡路 大震災復興関係省庁連 絡会議に引き継ぎ)	H23. 6. 24 復興対策本部設置 ～H24. 2. 10 同本部廃止 (復興庁に引 き継ぎ)

(復興対策本部関係)

問9 復興対策委員会はどのような構成ですか。

(答)

特定大規模災害からの復興にあたっては、その基本的な方針の作成過程から、国及び地方公共団体が十分な連携を図ることはもちろん、第三者としての有識者からも意見を汲み取ることが重要です。

そのため、大規模災害復興法では、復興対策本部に、委員長及び25人以内の委員(※)をもって組織する復興対策委員会を置くこととしています。

復興対策委員会は、

- ・ 本部長の諮問に応じ、当該災害からの復興に関する重要事項を調査審議し、必要と認める事項を本部長へ建議すること。
- ・ 特定大規模災害からの復興のための施策の実施状況を調査審議し、必要があると認める場合に本部長へ意見を述べること。

としています。

復興対策委員会については、委員長及び委員25人以内をもって組織することとしており、東日本大震災復興基本法による東日本大震災復興構想会議の委員数と同数の上限設定としています。

(※) 極めて広域にわたる南海トラフ地震等による災害からの復興等も想定した場合に、必要に応じて、被災地方公共団体の首長、各地域に係る有識者等を委員とすることが可能になるよう、上限を設定しているものです。  
なお、実際に同委員会の構成員を何名とするかは、発災時において、災害の規模や態様を踏まえて、判断することとなり、より迅速な意見集約等の観点から、適切な人数を設定します。

(参考) 東日本大震災復興構想会議の委員数

- ・ 12名(議長、議長代理2名、特別顧問1名除く。)

(復興基本方針関係)

問 10 復興基本方針に定める事項とそのイメージを例示して下さい。

(答)

政府は、特定大規模災害が発生した場合において、復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、基本理念にのっとり、復興の意義及び目標、政府が実施すべき施策、被災地域における人口の現状及び将来の見通しや土地利用の基本的方向、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保などについて定める復興基本方針を定め、閣議決定を行ったうえで公表する必要がある。

当該方針は、地方公共団体が早期に復興の見通しを立てられるよう、速やかに策定されるべきものであり、これに即して、都道府県復興方針及び市町村の復興計画は作成されることとなります。

また、関係機関による施策の進捗や復興段階に応じた課題の変化などに的確に対応するため、情勢の推移を踏まえ、必要に応じて、当該方針を変更しなければなりません。

復興基本方針においては、次に掲げる事項を定めます。

なお、括弧書きは東日本大震災復興基本方針に記載された内容です。

第 1 号 当該災害からの復興の意義及び目標に関する事項

- ・ 復興の位置付け (活力ある日本の再生の先導的役割)
- ・ 被災地域において目指す姿 (多様性や潜在力を最大限活かす)
- ・ 国際社会との関係 (世界に開かれた復興)
- ・ 復興期間 (復興期間は 10 年間、当初の 5 年間を「集中復興期間」) 等

第 2 号 当該災害からの復興のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

- ・ 各府省一体となって実施する施策 (被災地域の復興及び被災者の生活再建のための施策、社会経済への影響に対して緊急に実施すべき施策等)
- ・ 復興期間に見込まれる施策・事業の規模 (少なくとも 5 年間 19 兆円程度、10 年間 23 兆円程度)
- ・ 財源確保に係る基本的考え方 (次の世代に負担を先送りすることなく、今

を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合うことを基本) 等

**第3号 当該災害による被災地域における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該災害からの復興に関して基本となるべき事項**

- ・ 復興期間における被災地域の将来人口推計
- ・ 災害に強い地域づくりのための土地利用の在り方等 (想定浸水区域等の設定、市街地の整備・集団移転、土地利用規制・建築規制等の柔軟な適用)
- ・ 地域における暮らしを再生するための施策の基本 (地域の支え合い、被災地の人口構造や職業構造の特性に留意した雇用)
- ・ 地域経済活動の再生のための施策の基本 (中小企業の資金繰り支援、生産拠点・研究開発拠点に対する国内立地補助、農地の大区画化と利用集積) 等

**第4号 当該災害からの復興のための施策に係る国及び地方公共団体の適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項**

- ・ 市町村の役割 (復興を担う行政主体)
- ・ 国及び都道府県の役割 (県は広域的な施策の実施、市町村の連絡調整や行政機能の補完等、国は復興の基本方針を示し、必要な制度設計や支援) 等
- ・ 平時における地方公共団体の役割のうち、国が担うべきもの (災害廃棄物処理を国が代行できる制度を創設すること等) 等

**第5号 前各号に定めるもののほか、当該災害からの復興のための施策の円滑かつ迅速な実施のため必要な事項**

- ・ 復興支援の体制等 (復興対策本部・現地対策本部の役割)
- ・ フォローアップ等 (方針の見直し) 等

(復興基本方針関係)

問 11 都道府県復興方針に定める事項を例示して下さい。

(答)

特定大規模災害による被害を受けた都道府県の知事は、復興基本方針に即して、当該都道府県の区域に係る復興のための施策に関する方針（都道府県復興方針）を定めることができます。

この方針には、都道府県の判断により、復興の目標、当該都道府県が実施すべき施策、当該都道府県における人口の現状及び将来の見通しや土地利用の基本的方向などを定め、これに即して、当該都道府県内の市町村の復興計画は作成されます。

また、国、都道府県及び市町村間や隣接する都道府県間で整合性の取れた施策が講じられるよう、この方針に当該都道府県内の市町村など他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、あらかじめ、その長の意見を聴くこととし、方針を定めたときは、遅滞なく公表するとともに、関係市町村長に通知し、内閣総理大臣に報告する必要があります。

都道府県復興方針においては、おおむね次に掲げる事項を定めます。

- ① 特定大規模災害からの復興の目標に関する事項
- ② 特定大規模災害からの復興のために当該都道府県が実施すべき施策に関する方針
- ③ 当該都道府県における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該災害からの復興に関して基本となるべき事項
- ④ 上記①～③に掲げるもののほか、当該特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

(復興計画作成関係)

問 12 復興計画について、その制度の趣旨・目的を教えてください。

(答)

特定大規模災害によって、土地利用の状況が相当程度変化した地域や、その影響により多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など一定の要件に該当する地域をその区域とする市町村は、復興基本方針及び都道府県復興方針に即して、単独で又は都道府県と共同して、復興計画を作成することができます。

復興計画は、市町村における復興にあたってのマスタープランとして機能すべきものであり、市街地から農地までの一体的な整備や集落単位での集団移転など被災地域の実態に即した事業を一つの計画の下で展開し、地域全般の復興を円滑かつ迅速に進めるためのものです。

当該計画には、その区域、目標、当該市町村における人口の現状及び将来見通し、土地利用に関する基本方針、市街地開発事業や土地改良事業など目標を達成するために必要な事業（復興整備事業）並びに地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務などを記載します。

復興計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映するために必要な措置を講じることとし、また、復興計画及びその実施に関して協議するため、市町村長と都道府県知事のほか、必要と認める者を構成員とする復興協議会を組織することができます。



(復興計画作成関係)

問 13 復興計画作成することができる地域要件を教えてください。

(答)

特定大規模災害を受けた次のいずれかの地域をその区域とする市町村（以下「特定被災市町村」という。）は、単独で又は都道府県と共同して、復興計画作成することができます。

- ① 土地利用の状況が相当程度変化した地域等
  - ・ 津波や火山の大規模噴火によって、土地利用の状況が大きく変化しており、復興にあたって、従来の土地利用を見直す必要が生じ得る地域
- ② 多数の住民が避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた地域等
  - ・ 有毒性の火山ガスなどの影響により多数の住民が避難や転居を余儀なくされており、復興にあたって、従来の土地利用を見直す必要が生じ得る地域
- ③ 上記地域と自然、経済等において密接な関係が認められ、かつ、上記地域の住民の生活再建を図るための整備を図ることが適切であると認められる地域
  - ・ 上記地域と密接な関係があり、これらの地域の住民の避難先・住居の集団的な移転先となる地域
- ④ 上記のほか、市街地の円滑かつ迅速な復興を図ることが必要と認められる地域
  - ・ そのほか、地盤の液状化や崩落を始めとする各種被害からの市街地の円滑かつ迅速な復興を図る必要がある地域

(復興計画作成関係)

問 14 復興計画に定める事項とそのイメージを教えてください。

(答)

復興計画には、区域、目標、当該特定被災市町村における人口の将来の見通しや計画区域における土地利用に関する基本方針その他復興に関して基本となるべき事項、目標を達成するために必要な次の復興整備事業、地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業等を記載します(詳細は、復興計画作成マニュアルをご参照下さい)。

第 1 号 復興計画の区域

- ・ 特定大規模災害を受けた一定の区域のうち、復興を図るための事業の実施が必要とされる区域(数 10ha 程度から市町村全域まで)

第 2 号 復興計画の目標

- ・ 復興計画を通じて実現を目指す地域の将来像(誰もが安心して暮らせるまち、活気あふれるまち等)
- ・ 地域の将来像を実現する時期 等

第 3 号 当該特定被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針その他特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

- ・ 当該特定被災市町村内の地区別の世帯・人口の現況等
- ・ 復興期間における将来人口推計等
- ・ 計画区域における地域づくりの全般的な考え方
- ・ 住宅地・農地等の別の土地の用途の概要(土地利用の構想図)
- ・ 復興整備事業の実施区域等(縮尺 1/25,000 の地形図)
- ・ 主要な地域産業の現況 等

第 4 号 第 2 号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業(復興整備事業)に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項

- ・ 復興整備事業の名称、実施主体、実施区域、実施予定機関、事業の種類(市街地開発事業、土地改良事業、復興一体事業等)
- ・ 個別法の各種手続のワンストップ処理に関する事項
- ・ 復興整備事業に係る詳細な事項

第5号 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

- ・ 良好な居住環境の形成に向けた取組方針及び事業手法等（防災集団移転促進事業や復興公営住宅の供給等の概要）
- ・ 被災者の生活再建のための取組方針等（復興基金の造成等）
- ・ 地域経済の再建の取組方針等（中小企業や商工団体等の再建支援の枠組みの概要） 等

第6号 復興計画の期間

- ・ 復興整備事業の実施に要すると見込まれる期間

(復興計画作成関係)

問 15 復興計画に住民の意見を反映させるために必要な措置を  
教えて下さい。

(答)

特定被災市町村等が復興計画を作成するときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる必要があります。

これは、復興計画に住民の意見をできるだけ反映させようとするものであり、特に、公聴会の開催を例示しているのは、公開の場で住民による意見陳述の機会を確保すべきという趣旨によるものです。

しかし、被災した地方公共団体においては、公聴会の開催も相応の負担となることが想定されるため、必ずしも公聴会の開催によらなければならないということではなく、当該規定の趣旨に留意して、説明会を開催する等の方法も考えられます。

なお、説明会で公聴会を代替する場合、事前にその開催日時及び場所、復興計画の案の内容とその具体的な説明を事前に十分周知した上で、質疑等により住民意見の把握に努めることが望ましいと考えます。また、住民参加のワークショップ形式等の活用も想定されます。

(復興計画作成関係)

問 16 東日本大震災復興特別区域法による復興整備計画の実績を教えてください。

(答)

復興整備計画について、岩手県、宮城県及び福島県においては、39 の市町村で作成・公表がなされています。

(参考) 復興整備計画の公表状況

(令和4年3月31日現在、復興庁資料より)

	対象市町村	事業施行地区	復興整備事業の内容	主な許認可等の特例
岩手	○計12市町村 (宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、山田町、大槌町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町)	計272地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地開発事業(宮古市等計21地区)</li> <li>集団移転促進事業(宮古市等計45地区)</li> <li>都市施設の整備に関する事業(宮古市等計95地区)</li> <li>小規模団地住宅施設整備事業(大槌町の計7地区)</li> <li>土地改良事業(釜石市等計3地区)</li> <li>その他施設(災害公営住宅等)の整備に関する事業(宮古市等計101地区)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地法の転用許可みなし(4ha超)(釜石市等計50地区)</li> <li>農地法の転用許可みなし(4ha以下)(久慈市等計15地区)</li> <li>都市計画法の事業認可みなし(大船渡市等計6地区)</li> </ul>
宮城	○計14市町 (仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町)	計477地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地開発事業(石巻市等計32地区)</li> <li>集団移転促進事業(仙台市等計191地区)</li> <li>都市施設の整備に関する事業(石巻市等計67地区)</li> <li>土地改良事業(南三陸町等計2地区)</li> <li>津波防護施設の整備に関する事業(山元町の1地区)</li> <li>その他施設(災害公営住宅等)の整備に関する事業(仙台市等計184地区)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地法の転用許可みなし(4ha超)(気仙沼市等計230地区)</li> <li>農地法の転用許可みなし(4ha以下)(塩竈市等計5地区)</li> <li>都市計画法の開発許可みなし(石巻市等計185地区)</li> <li>都市計画法の建築許可みなし(仙台市の計1地区)</li> <li>自然公園法の建設等許可みなし(石巻市等計38地区)</li> </ul>
福島	○計13市町 (いわき市、相馬市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、飯館村)	計283地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地開発事業(いわき市等計7地区)</li> <li>集団移転促進事業(いわき市等計42地区)</li> <li>都市施設の整備に関する事業(いわき市等計82地区)</li> <li>小規模団地住宅施設整備事業(いわき市の計3地区)</li> <li>土地改良事業(相馬市等計13地区)</li> <li>造成宅地滑動崩落対策事業(檜葉町の1地区)</li> <li>その他施設(災害公営住宅等)の整備に関する事業(いわき市等計135地区)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地法の転用許可みなし(4ha超)(相馬市等計127地区)</li> <li>農地法の転用許可みなし(4ha以下)(檜葉町の1地区)</li> <li>都市計画法の開発許可みなし(いわき市等の計25地区)</li> </ul>

(復興計画作成関係)

問 17 復興協議会の構成を教えてください。

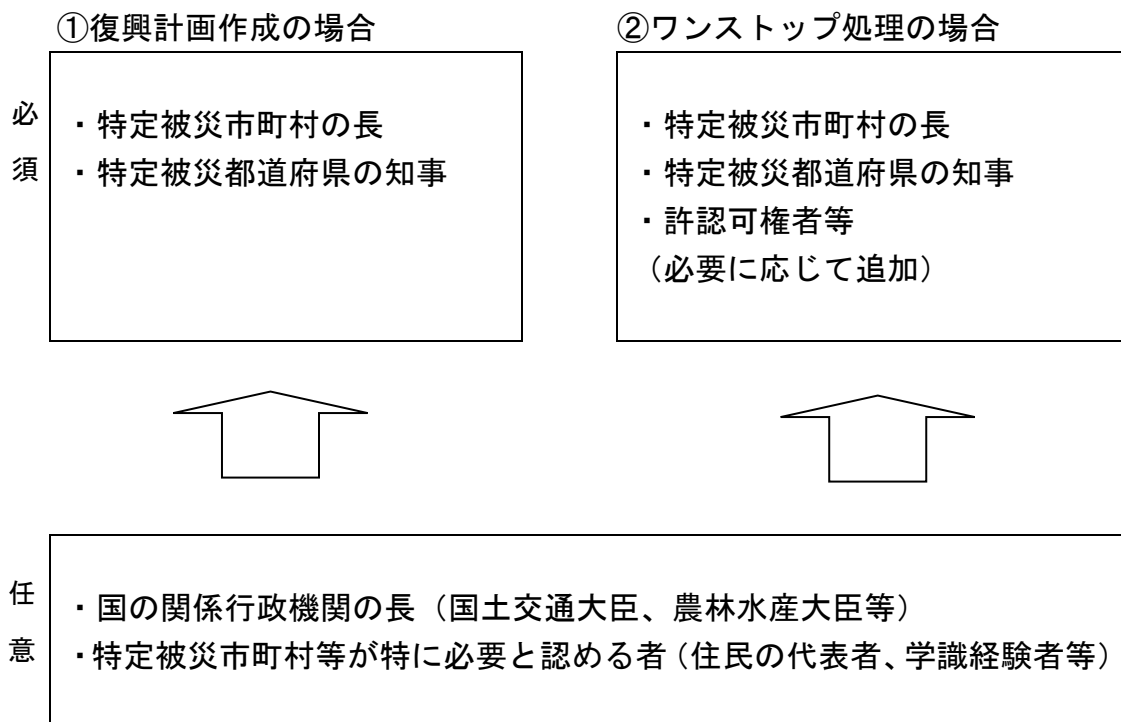
(答)

特定被災市町村等は、復興計画及びその実施に関し必要な事項を協議するため、復興協議会を組織することができます。

復興協議会を組織する場合の構成員については、A及びBを必須とし、C及びDについては必要に応じ加えるものとします。

- A 特定被災市町村の長
- B 特定被災都道府県の知事
- C 国の関係行政機関の長、当該特定被災市町村等が必要と認める者
- D 各種の個別法の手続をワンストップで処理するため、許可やゾーニング変更時の協議先の関係行政機関の長や施設管理者等

協議会の構成員の構成も協議事項に応じて変更することで、協議の円滑化・効率化を図ることが可能です。



(復興計画作成関係)

問 18 復興計画等に係る特別の措置の概要を教えてください。

(答)

復興計画等に係る特別の措置の概要は以下のとおりです。

① 土地利用に係る許認可等の一括処理

被災した地方公共団体の事務負担の軽減及び手続の迅速化に資するよう、復興協議会での協議・同意等を経た復興計画の公表をもって、当該計画に記載された土地利用基本計画の変更等や復興整備事業に係る許認可等があったものとみなし、複数の個別法による手続を一括で処理することができます。

② 復興整備事業に係る許認可等の特例

被災地域の住民の生活再建などのために、市街化調整区域や安全が確保できる高台等における住宅整備などが可能となるよう、復興計画に記載された復興整備事業について、開発許可や農地転用の許可に係る要件を緩和する等の特例を設けています。

③ 復興一体事業

特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域などにおいて、土地利用の再編を図り、災害に強い地域づくりを進めるため、復興整備事業として、土地区画整理事業及び農用地の保全又は利用上必要な施設の新築等を一体的に施行する復興一体事業を設けています。

④ 復興計画の実施に係る特別の措置

復興整備事業を円滑かつ迅速に実施するため、市町村が事業の実施区域における建築物の建築等の情報を把握し、必要に応じて勧告等を行うことができる届出対象区域の制度を設けています。

また、被災地域において、土地所有者等の所在が不明となり、その同意が得られない場合でも、復興計画の作成や復興整備事業の実施等のために測量や地質の調査等ができるよう、必要な限度において、市町村等による土地への立入りや障害物の伐除等を可能にする等の措置を講じています。

⑤ 一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画

特定大規模災害による被災区域において、道路等の公共施設にあわせて、住宅

施設、事務所・事業所等の業務施設及び教育・医療・官公庁・購買施設等の公益的施設を一体的に整備し、地域住民の生活及び地域経済の再建のための拠点となる市街地を形成できるよう、一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を設けています。



(復興計画作成関係)

問 19 東日本大震災復興特別区域法の復興整備計画における特例の活用状況を教えてください。

(答)

復興整備計画について、岩手県、宮城県及び福島県においては、39 の市町村で作成されており、特例の活用状況は以下のとおりです。

特例	適用市町村(事業)例
土地利用基本計画の変更	・釜石市(集団移転促進事業) ・女川町(区画整理事業) ・相馬市(集団移転促進事業) 等
都市計画の決定又は変更	・宮古市(都市計画道路事業) ・石巻市(区画整理事業) ・広野町(防災緑地事業) 等
農業振興地域の変更	・相馬市(区画整理事業)
地域森林計画区域の変更	・陸前高田市(津波復興拠点整備事業) ・東松島市(区画整理事業) ・新地町(集団移転促進事業) 等
保安林の解除	・大船渡市(集団移転促進事業) ・田野畑村(サケふ化場整備事業) ・東松島市(区画整理事業) 等
農地転用(大臣)	・岩泉町(都市防災総合推進事業) ・仙台市(集団移転促進事業) ・南相馬市(公営住宅整備事業) 等
農地転用(知事)	・宮古市(集団移転促進事業) ・久慈市(公営住宅整備事業) ・利府町(公営住宅整備事業) 等
開発許可	・東松島市(集団移転促進事業) ・七ヶ浜町(集団移転促進事業) ・いわき市(公営住宅整備事業) 等
自然公園法の許可	・南相馬市(公営住宅整備事業)

(復興計画作成関係)

問 20 大規模災害復興法における土地利用基本計画の変更等に関する特例を教えてください。

(答)

特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等においては、住居等の居住系施設を災害等による被災リスクの低い地域へ移転させる一方、その跡地を農地とするなど、従来のゾーニングが変更等される可能性が高い状況です。

ゾーニングの変更等にあたっては、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）、森林法等の手續による必要がありますが、個別法の手續によっては、円滑かつ迅速な事業実施等に支障をきたすおそれがあります。このため、大規模災害復興法では、ゾーニングの変更等をワンストップで処理する観点から、特例措置を設けています。

復興整備事業に関する事項には、当該復興整備事業の実施に関連して行う、以下の土地利用基本計画の変更等に関する事項を記載することができます。

- ① 土地利用基本計画の変更（国土利用計画法）
- ② 都市計画区域の指定、変更又は廃止、都市計画の決定又は変更（都市計画法）
- ③ 農業振興地域の変更、農用地利用計画の変更（農振法）
- ④ 地域森林計画区域の変更、保安林の指定又は解除（森林法）
- ⑤ 漁港区域の指定、変更又は指定の取消し（漁港漁場整備法）

特定被災市町村等は、復興計画に土地利用基本計画の変更等に関する事項を記載しようとするときは、当該事項に係る関係者を構成員に加えた協議会における協議等の手續を行います。

上記事項が都市計画、農用地利用計画、地域森林計画区域又は保安林の変更等に関する事項である場合には、その案の2週間の縦覧、利害関係人への意見書の提出機会の付与等の手續を行います。

土地利用基本計画の変更等に関する事項が記載された復興計画が公表されたときは、当該変更等がなされたものとみなされます。

(復興計画作成関係)

問 21 復興協議会によるワンストップ処理を行う場合の都市計画の決定又は変更に係る手続を教えてください。

(答)

都市計画の決定又は変更については、土地に関する権利に相当な制約を加えるものとして、都市計画法において「都市計画審議会の議を経なければならない」とされているところであり、大規模災害復興法におけるゾーニング変更等のワンストップ処理を協議会を活用して行う場合においても、必要な手続として確保する必要があります。

都市計画の決定等に関する事項を復興計画に記載しようとする場合に、公告・縦覧された当該事項の案に対して提出された意見書の要旨については、都市計画審議会に提出し、その議を経ることとなります。

復興計画に都市計画の決定等に関する事項を記載しようとする時の手続については、この法律で特に規定するもののほかは、都市計画法その他の法令の規定に基づく手続の例によるものとします。

(復興計画作成関係)

問 22 復興整備事業に係る許認可等の特例について教えてください。

(答)

復興整備事業を実施するにあたって必要となる、都市計画区域等における開発行為等の許可、農地転用の許可、農用区域における開発行為の許可、地域森林計画における開発行為の許可等について、個別法の手続によっては、円滑かつ迅速な事業実施等に支障をきたすおそれがあります。

このため、大規模災害復興法では、復興整備事業の実施にあたり、個別法の許可をワンストップで処理するための特例措置を講じました。

特定被災市町村等は、復興計画に復興整備事業の実施に必要な以下の事項等の許認可等に関する事項を記載しようとするときは、協議会における協議をするとともに、許認可等権者の同意を得る必要があります(法第13条第1項)。

- ① 都市計画区域等における開発行為等の許可、都市計画事業の認可又は承認(都市計画法)
- ② 農地転用の許可(復興計画に第10条第1項に規定する土地利用方針を記載する場合を除く。)、農用区域における開発行為の許可(農地法、農振法)
- ③ 地域森林計画区域における開発行為の許可、保安林における立木の伐採等の許可(森林法)
- ④ 特別区域における工作物の新築等の許可又は普通地域における工作物の新築等の届出(自然公園法)
- ⑤ 漁港区域における工作物の建設等の許可(漁港漁場整備法)
- ⑥ 港湾区域等における工事の許可等、臨港地区における行為の届出等(港湾法)

上記事項が記載された復興計画が公表されたときは、当該事項に係る復興整備事業について、当該許認可等があったものとみなすこととなります。

(復興計画作成関係)

問 23 大規模災害復興法における農地転用許可の特例を教えてください。

(答)

復興整備事業を実施するためには、農用区域内農地についても、住宅地等への転用が必要となることが想定されますが、農地法上、農地転用の許可にあたっては、

- ① 農業施策が集中的に講じられる農用区域内農地や、農用区域外にあるが10ha以上の集団性のある農地に該当しないかどうかという立地基準に加え、
- ② 民間業者の資力信用など転用が確実に行われるかどうかという一般基準により、個別に判断することとされています(①に該当する農地は原則転用不可)。

一方、ゾーニングの見直しにあたっては、都市計画法及び農振法上、農林水産大臣が社会経済事情から農用区域内農地を市街化区域へ編入する必要があると判断した場合には、農地法の基準によらず、当該農地を農業振興地域から除外しています。

以上のことから、大規模災害復興法では、復興整備事業に必要な農地の住宅地等への転用のためには、農地一筆ごとの転用基準に照らした審査ではなく、円滑かつ迅速な復興に資すると考えられるゾーニングの見直しの考え方になった特例措置を講じています。

(復興計画作成関係)

問 24 大規模災害復興法における港湾法の特例を教えてください。

(答)

特定被災市町村等が作成した復興計画が公表された場合には、当該計画に記載された復興整備事業のうち、港湾法に基づき、港湾区域及び港湾隣接地域における工事等の許可（港湾法第 37 条第 1 項）若しくは協議（同法第 37 条第 3 項の規定により読み替えられた同条第 1 項）、又は臨港地区内における行為の届出（同法第 38 条の 2 第 1 項）若しくは通知（同法第 38 条の 2 第 9 項）を要するもの（特定被災都道府県が管理する港湾に係る許可、協議、届出及び通知に関する事項に限る。）については、これらの許可を受け、又は協議、届出若しくは通知をしたものとみなします。

- ※ 港湾区域等における工事等の復興計画への記載にあたっては、あらかじめ、港湾管理者である特定被災都道府県知事に対する協議が行われ、その同意を得なければならないため、当該復興整備事業について、港湾管理者との調整が十分でないものが記載された復興計画が作成されるおそれはありません。
- ※ また、運用にあたって、港湾法においては、同法第 38 条の 2 第 1 項の規定による届出又は同条第 9 項の規定による通知をしようとする者は、工事に係る施設の位置、種類、規模等を記載した届出書及び工事設計書等の添付書類（以下「届出書等」という。）を港湾管理者に提出することとされています。
- ※ このため、特定被災都道府県知事が、当該特例による同意をする際に、特定被災市町村等から届出書等の提出を受けるよう制度を運用することとします。なお、当該届出又は通知に係る内容に変更が生じた場合には、同条第 4 項又は第 5 項の規定に基づき必要な手続（変更の届出）を行うこととなります。

(復興計画作成関係)

問 25 大規模災害復興法における市街化調整区域の開発許可制度の特例を教えてください。

(答)

都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域は、スプロールの弊害を防止、無秩序な市街化を防止するために、計画的な市街地の拡大を図るという観点から、当面の間、開発が抑制される地域であって、一律な市街化の抑制ではなく、個々の開発行為の目的と市街化の態様(市街化をどの程度促進させるものなのか、計画的な市街化となるものなのか等)を比較衡量した上で、同法第34条各号に許可しうる開発行為が掲げられているものです。

このため、復興計画に基づき一定の計画性を有している復興整備事業に伴う開発行為の一部については、当該事業の実施区域の全部又は一部が市街化調整区域内にあるものであって、同条各号に掲げるもの以外の開発行為についても、当該地域の円滑かつ迅速な復興又は当該地域の住民の生活を再建するため、これを許容することが必要です。

一定の計画性と政策的必要性を有した開発行為を許可することは、スプロールの弊害を防いで計画的な市街地の拡大を図るという開発許可制度全体の趣旨に必ずしも反するものではないため、その政策的必要性等と当該開発行為の態様について開発許可権者が考量し、制度の趣旨に反しないと認めたものについては、これを開発許可制度の特例として措置し、開発許可があったものとみなされます。

(復興計画作成関係)

問 26 大規模災害復興法における土地区画整理事業等の特例を教えてください。

(答)

土地区画整理事業について、地方公共団体が施行する場合、市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域内に限定されており、一方、民間施行者については、土地区画整理事業として行われる開発行為が都市計画法第 34 条各号の一に該当すると認められれば、非都市計画事業として市街化調整区域での施行が可能となっています。

しかし、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した場合、市街化調整区域における土地区画整理事業の施行を民間発意によってのみ可能とするのは、当該地域の計画的な復興の観点から適当ではなく、円滑かつ迅速な復興のためにも、地域づくりを担う地方公共団体が、土地区画整理事業又は復興一体事業を施行する政策的必要性が生じます。

復興計画には、次の①から③までに掲げる地域内の市街化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業又は復興一体事業に関する事項を記載することができます。

- ① 特定大規模災害による被害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等
- ② 特定大規模災害の影響により多数の住民が避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた地域等
- ③ 上記地域と自然、経済等において密接な関係が認められ、かつ、上記地域の住民の生活再建を図るための整備を図ることが適切であると認めら得る地域



(復興計画作成関係)

問 27 復興整備事業として行う都道府県営土地改良事業に係る土地改良法の特例を教えてください。

(答)

土地改良事業は、原則、15人以上の農業者の申請を要件としていますが、

- ① 埋立・干拓地については、事業の実施地域に農業者が存在しないこと
- ② 土地改良施設（農業用排水施設等）の新設等の事業については、広範な地域を対象とし、高度な技術を要すること

等から、農業者の申請によらずとも都道府県の発意で事業を実施することができるかとされています（土地改良法第87条の2）。

一方、特定大規模災害による被害（農地の塩害、農業機械の流出等）により、農業の再開に中長期間を要する状況となった場合には、農業者の中には離農を希望する者も多数に上り、農業者が15人以上集まることが困難となる事態が想定されます。

このため、地域の産業及び国民への食料の安定供給の観点から、農業が重要な役割を果たしている地域においては、都道府県の発意によって土地改良事業を実施することができることとしました。

特定被災都道府県は、復興計画に記載された土地改良事業（土地改良施設の新設、区画整理、農用地の造成、客土・暗渠排水事業）を、土地改良法第87条の2第1項第2号の規定により行うことができます。

また、非申請事業に区画整理事業及び農用地造成事業を行うために必要となる以下の手続を同条第10項の規定の手続に追加しました。

① 区画整理事業

ア 換地計画における農用地と農用地以外の土地の区分け  
（同法第7条第4項）

イ 農用地以外の土地の位置・規模要件  
（同法第87条第4項で準用する同法第8条第5項）

② 農用地造成事業

ア 農用地外資格者の全員同意（同法第5条第4項）

イ アの者による土地の使用・収益権者からの意見聴取（同条第5項）

ウ ①のア・イ

非申請事業として農用地造成事業を実施できることとしたことに伴い、土地改良事業計画の変更手続に、農用地外資格者の全員同意の規定（同法第 87 条の 3 第 2 項）を適用することとしました。

(復興計画作成関係)

問 28 非申請土地改良事業・漁港漁場整備事業に係る手続の一元化について教えてください。

(答)

土地改良法に基づく都道府県による非申請事業を実施する場合、当該事業計画について 20 日間以上縦覧すること等が、漁港漁場整備法に基づく地方公共団体による特定漁港漁場整備事業を実施する場合、当該事業計画について概ね 20 日間縦覧すること等が定められています。

しかし、土地利用の状況が相当程度変化した地域等においては、これらの事業の実施が円滑かつ迅速な復興のために喫緊の課題となる一方、市町村の行政機能の低下によって、通常の手続によっては、その実施に支障をきたすおそれがあります。

このため、大規模災害復興法では、土地改良事業計画又は特定漁港漁場整備事業計画をワンストップで処理するための措置を講じています。

土地改良事業計画については、土地改良施設管理者と協議して県営土地改良事業に関する事項が記載された復興計画（特定被災都道府県と共同作成の場合に限る。）が公表されたときは、公表の日に当該事項に係る土地改良法第 87 条の 2 第 1 項の県営土地改良事業計画が定められたものとみなすこととします。

特定漁港漁場整備事業計画については、農林水産大臣の同意を得て漁港漁場整備事業に定めるべき事項が記載された復興計画が公表されたときは、公表の日に当該事項に係る漁港漁場整備法第 17 条第 1 項の特定漁港漁場整備事業計画が定められ、かつ、当該計画について同項に規定する届出及び公表がされたものとみなすこととしています。

なお、土地改良事業計画・特定漁港漁場整備事業計画に係る縦覧手続は、復興計画の住民意見聴取手続により代替するものとしています。

(復興計画作成関係)

問 29 大規模災害復興法における集団移転促進事業の特例について教えてください。

(答)

集団移転促進事業の前提となる集団移転促進事業計画の策定主体は、市町村に限定されています。しかし、特定大規模災害によって、

- ・ 被災地域の市町村の行政機能が低下すること
- ・ 相当数の集団移転促進事業を実施する必要性が生じること

等を想定すると、策定主体を限定したままでは、市町村の事務負担が過大となり、それらの円滑かつ迅速な実施の支障となるおそれがあります。

このため、大規模災害復興法では、当該事業計画の策定主体を市町村に限定しない特例措置を講じました。

復興計画に記載された集団移転促進事業に係る集団移転促進事業計画については、市町村から当該事業計画を定めることが困難である旨の申出を受けた場合には、都道府県がその策定を行うことができます。

集団移転促進事業に関する事項が記載された復興計画が公表されたときは、集団移転促進事業計画が策定されたものとみなされます。

(復興計画作成関係)

問 30 大規模災害復興法における住宅地区改良事業の特例について  
教えてください。

(答)

住宅地区改良事業は、不良住宅を取り壊し、居住者のために改良住宅を建設することで、当該地区の環境の整備改善を図るものであり、事業の前提となる国土交通大臣による改良地区の指定に際しては、住宅地区改良法第 36 条で厚生労働大臣への協議が定められています。

また、同地区の指定後、施行者たる地方公共団体は、当該地区内の公共施設の管理者等及び国土交通大臣と協議の上、住宅地改良事業の具体的な実施内容等を記した事業計画を定め、事業を実施することとされています。

しかし、特定大規模災害による被災地域の地方公共団体については、行政機能の低下が想定される一方、復興に関する各種事務事業を行う必要があり、その負担軽減を図るために、大規模災害復興法では、各種手続のワンストップ処理を可能にしました。

改良地区の指定の申出に係る地区に関する事項を復興計画に記載し、関係機関と協議等を行い、当該復興計画を公表した場合には、国土交通大臣による改良地区の指定があったものとみなされます。

また、住宅地区改良事業の事業計画に関する事項を復興計画に記載し、関係機関と協議等を行い、当該復興計画を公表した場合には、当該復興計画を同法第 5 条第 1 項の規定に基づき、国土交通大臣と協議の上、作成された事業計画とみなされます。

(復興計画作成関係)

問 31 大規模災害復興法における地籍調査事業の特例について  
教えてください。

(答)

特定大規模災害によって、土地の境界を示す杭や塀などの物証が流失し、被災地域において、土地の境界が不明確になると、復興整備事業の円滑かつ迅速に実施に相当の支障が生じることとなります。

これを回避するためには、地方公共団体が行う地籍調査が有用ですが、被災地方公共団体の行政機能の低下等により、その実施も著しく困難になることが想定されます。

このため、大規模災害復興法では、国土交通省が地方公共団体に代わって、地籍調査を行うことができることとしました。

国土交通大臣等の同意を得て復興計画に記載された地籍調査については、地方公共団体に代わって国土交通大臣が行います。

国土交通大臣は、復興計画への地籍調査の記載について、当該地籍調査が復興の円滑かつ迅速な推進を図るため必要であり、地方公共団体が行うことが困難であると認められ、かつ、その事務の遂行に支障がないと認められるときに同意するものとしています。

国土交通省が行う地籍調査に要する経費については、通常、市町村が実施する場合と同様、国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4をそれぞれ負担します。

(復興一体事業関係)

問 32 復興一体事業とはどのような事業ですか。

(答)

特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域であって、広大な農地に住宅地が点在するような地域においては、災害に強い地域づくりを推進しつつ、円滑かつ迅速な復興を図るために、市町村が土地区画整理事業、農用地の保全又は利用上必要な施設の新設等及び農用地の改良又は保全に必要な事業を一体的に施行し、地域の特性に応じた土地利用の再編を行うことが課題となります。

このため、大規模災害復興法では、計画区域内の農用地の保全と安全な市街地の整備を一体的に行うことのできる復興一体事業を創設しました。

復興一体事業の認定手続を定めるとともに、事業計画に、施行地区、事業の概要、事業施工期間及び資金計画を記載するものとします。これらの記載事項は、土地区画整理事業の事業計画の記載事項を包含するものです。

特定大規模災害によって住宅や学校、病院等の公益的施設が広範に被害を受けた場合、再度災害防止のためには、その防止、軽減のための措置を講じた土地に住宅等を集約させ、防災性の高い市街地を整備することが課題となります。このため、例えば、再度災害を防止、軽減するための盛土、嵩上、高台切土による措置を講じた土地に、住宅及び公益的施設を集約するための区域を定め、住宅又は公益的施設の宅地の所有者が、当該区域内への換地の申出をすることができる制度として、復興住宅等建設区制度を創設しました。

(復興一体事業関係)

問 33 復興一体事業に係る土地区画整理法の準用及び土地区画整理事業の特例について教えてください。

(答)

認定事業計画に基づく復興一体事業は、その認定過程において当該事業に係る土地区画整理事業を施行するために必要な手続の一部に相当する手続を経ていることから、土地区画整理法の規定に適合させるための措置を講じています。

復興一体事業の事業計画に係る意見書の処理については、土地区画整理事業と同様の手続としており、準用する土地区画整理法第 55 条第 4 項の規定に基づく意見書提出者に対する通知は、不服申立てに準ずる手続の結果としてなされるものであるため、同法第 127 条第 7 号の規定を準用し、当該通知については、不服申立てをできないこととしています。

事業計画の認定審査において、土地区画整理事業の認可対象である事業計画において定める設計の概要にあたる内容の審査を経ていることから、二重の手続を不要とするため、土地区画整理法第 52 条第 1 項の認可を受けることを不要としています。

土地区画整理法第 86 条第 4 項第 3 号の規定により換地計画の内容が事業計画の内容と抵触している場合は、換地計画の認可を受けられないとされているところ、認定事業計画を同法第 52 条第 1 項の規定により定められた事業計画とみなすことにより、認定事業計画の内容と抵触している換地計画は、認可を受けることができません。

復興一体事業は、事業計画全体について認定し、認定後に市町村が公告することとされています。一方、地方公共団体施行の土地区画整理事業は、土地区画整理法上、事業計画において定める設計の概要について認可を受けることとされており、認可後、当該地方公共団体が資金計画等を含めた事業計画全体を定め、同法第 55 条第 9 項の公告をすることとされています。この両手続を整合させるため、復興一体事業の事業計画の認定後の公告を、同法第 55 条第 9 項の規定による公告とみなすこととしています。

なお、当該みなし規定により、公告の日後、同法第 76 条第 1 項に基づく施行地区内における建築行為等の制限の効力が生じることとなります。



(復興一体事業関係)

問 34 復興一体事業に係る農業用排水施設等の管理について  
教えてください。

(答)

復興一体事業においては、市町村の予算事業として、農業用排水施設（水路等）等の新設等を行うこととしていますが、通常、当該施設については、新設から管理まで効率的に事業を実施する観点から、同一の事業主体が行っています。

土地改良法上も、市町村が農業用排水施設等を新設する場合、市町村がその施設を管理しなければならないとされています。また、土地改良区による管理は、復興計画が定められる場合、その被害が甚大であるため、市町村による管理が困難であることが想定されますが、一方、国や県による管理も、事業規模が小さいため適当ではありません。

特定被災市町村は、復興一体事業のうち、農業生産基盤の整備に関する事業（管理に係る部分を除く。）の工事が完了した場合において、その事業によって生じた農業用排水施設等があるときは、その管理をしなければならないこととしています。

(復興一体事業関係)

問 35 復興住宅等建設区への換地の申出に係る手続等及び換地について教えてください。

(答)

復興住宅等建設区に係る換地計画については、住宅及び公益的施設を集約させるという趣旨を踏まえ、大規模災害復興法では、換地の申出ができる者を限定する等の措置を講じています。

大規模災害復興法では、復興一体事業の施行地区内の住宅又は公益的施設の用に供する宅地の所有者のみが、換地計画において当該宅地についての換地を復興住宅等建設区内に定めるべき旨の申出をすることができます。

土地区画整理事業においては、申出に係る宅地に使用収益権が設定されている場合には、換地後も従前の使用収益を継続できる必要があるため、復興住宅等建設区については、申出に係る宅地に使用収益権が設定されている場合、当該使用収益権が住宅又は公益的施設の所有を目的とする借地権（借地権者の同意を要件とする。）である場合にのみ、復興住宅等建設区に換地を定めるべき宅地として指定することができます。また、土地区画整理法上、換地処分後も従前の宅地上に存することとされている地役権が存する場合も、当該指定をすることができます。

また、復興住宅等建設区に換地される場合、従前の宅地に存した建築物は移転除却されるため、申出に係る宅地上に住宅、公益的施設又は容易に移転除却可能な工作物以外の建築物等が存しないことを要件としています。

換地の申出の多少により復興住宅等建設区の面積等を変更する必要があり、換地計画を作成するにあたって、復興住宅等建設区への申出者及び宅地の地籍を確定する必要があるため、申出期間を定めるものとしています。

復興住宅等建設区に定められるべき宅地としての指定又は申出に応じない旨の決定を関係者に知らせるとともに、当該指定の効力は当該申出に係る宅地の売買等が行われた場合も存するので、新たな所有権者等が当該指定を知らないことがないようにする必要があるため、施行者である特定被災市町村に、申請

者への当該指定又は決定の通知及び当該決定の公告を義務づけることとしています。

指定された宅地は、換地計画において換地を復興住宅等建設区内に定められる一方、それ以外の宅地は、地区外に換地されるという土地区画整理法第 89 条の照応の原則の位置の照応の例外を定めるものとしています。

(復興計画の実施に係る特別の措置関係)

問 36 復興整備事業等のための土地への立入り等の措置について  
教えてください。

(答)

特定大規模災害の被災地域における円滑かつ迅速な復興を実現するためには、復興計画の作成や復興整備事業の実施にあたって、その計画区域や事業の実施区域等を定めるため調査又は測量のために他人の占有する土地への立入りや、障害物の伐除の必要が生じることが想定されます。

しかし、被災地域においては、土地の所有者等の所在が不明であるため、その了解を得ることができずに土地への立入り等が困難となり、必要な測量や地質の調査等を行うことができず、事業の迅速かつ適正な実施が不可能となるおそれがあります。

このため、大規模災害復興法では、土地の占有者等の同意が得られない場合でも、必要な限度において、土地への立入り、障害物の伐除等を可能とし、円滑な事業の実施を可能とする措置を講じました。

復興計画の作成又は変更のための測量又は調査を行うときは、その必要の限度において、土地への立入りを行うことができます。また、当該測量又は調査のため必要な場合で、所有者及び占有者の同意が得られないときは、特定被災市町村長の許可による障害物の伐除や特定被災都道府県知事の許可による土地の試掘を行うことができます。

復興計画に記載された復興整備事業の実施の準備又は実施のための測量又は調査についても、上記同様、土地の立入り、障害物の伐除及び土地の試掘等を行うことができます（事業の実施主体が国、都道府県又は市町村以外の場合、土地への立入りについても特定被災市町村長の許可が必要）。

なお、立入り等の行為により損失が発生した場合には、損失を与えた者が損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償することとしています。

(復興計画の実施に係る特別の措置関係)

問 37 特定被災市町村等や復興整備事業の実施主体への協力要請に係る措置について教えてください。

(答)

特定大規模災害の被災地域においては、多数の行方不明者や相続の発生、仮設住宅への入居者や県外への避難者の存在により、通常時に比して土地の所有者の調査に多大な困難を伴います。また、被害状況等の土地に係る情報が非常に専門的であることから、調査等に相当の時間を要する可能性が高いことが想定されます。

土地等の所有者、占有者や土地の状態等に関する情報は、各行政機関等が様々な使用目的に応じて収集し、保有、管理しているところですが、円滑かつ迅速な復興のためには、これらの多様な情報を有効に活用し、迅速かつ効率的に所有者等に関する情報を把握するための措置が必要となります。

そこで、大規模災害復興法では、特定被災市町村が復興計画を作成若しくは変更し、又は事業実施主体が復興整備事業の実施の準備若しくは実施するにあたって、関係行政機関や関係地方公共団体の長、公私の団体に対して、資料の提出その他必要な協力を求めることができることとしました。

※ 具体的には、復興計画の作成等のため、地震による地殻変動の状況（国）等を参考に計画の区域を定めたり、登記簿（登記所（法務局））、戸籍簿（市町村等）、固定資産課税台帳（市町村）、選挙人名簿（市町村の選挙管理委員会）、自治会名簿（自治会）等により、復興整備事業の実施準備のための調査や実施のための用地買収にあたり、土地の所有者等を探索することが考えられます。

また、その他の協力としては、復興計画の作成等に係る技術的な助言等の協力全般が想定されます。

なお、復興整備事業の実施主体には、民間主体も含まれるところ、本特例により関係行政機関等から情報提供を受けられるのは、国、都道府県又は市町村である実施主体に限られます。

(復興計画の実施に係る特別の措置関係)

問 38 大規模災害復興法における不動産登記法の特例（筆界特定の申請の特例）について教えてください。

(答)

復興整備のための用地取得にあたっては、土地の境界の明確化が不可欠です。しかし、特定大規模災害の被災地域においては、境界を明確化する参考となる物証及びその他の証拠書類が流失するなど、通常時と比べて当事者間のみによる境界の明確化が困難となる場合が想定されます。

また、行方不明者が多数かつ広範囲に存在すること及び県外を含む遠方への避難者も多数にのぼることから、当事者の所在も判明しないために境界の明確化を行いたくとも行えない場合も多くなることが想定されます。

土地の境界の明確化のためには、申請に基づき、筆界特定登記官の職権調査等により筆界の位置についての判断を示す筆界特定制度が有益ですが、現行制度では、当該申請をできる者が所有権登記名義人等に限定されていることから、復興整備事業に活用するための特例措置が必要となります。

大規模災害復興法では、復興整備事業の実施のために境界を迅速に明確化する必要があるにもかかわらず、それが困難である場合には、土地の買収を予定し、将来の所有権者となる復興整備事業の実施主体が、筆界特定の申請を行うことができることとしました。

対象となる事業は、土地収用法の事業認定の告示があった事業及び公共用地の取得に関する特別措置法又は都市計画法の規定により事業認定の告示とみなされる告示があった事業であり、当該事業の実施主体が筆界特定の申請を行うことについて土地の所有権登記名義人等の承諾を得たものとします（承諾を得るべき者の所在が不明の場合を除く。なお、筆界特定の手続においては、筆界特定の申請がされた旨等を関係人に通知する場合に公示送達に類似の手続があり、本措置による申請にも適用される。）。

(復興計画の実施に係る特別の措置関係)

問 39 大規模災害復興法における独立行政法人都市再生機構法の  
特例について教えてください。

(答)

独立行政法人都市再生機構は、委託に基づき業務を行う場合、大都市及び地域社会の中心となる都市の既成市街地以外の地域においては、原則として「本来業務の遂行に支障のない範囲内」でしか受託業務を行うことができません。

しかし、特定大規模災害への対処に過大な負担が生じている被災地方公共団体が業務委託によることで、円滑かつ迅速な復興が実現できるような場合には、市街地整備に関する豊富なノウハウや高い業務遂行能力を有する機構に業務を委託する選択肢を設けることが必要となります。

大規模災害復興法では、機構は、独立行政法人都市再生機構法第 11 条第 1 項に規定する業務のほか、委託に基づき、同条第 3 項各号の業務（公表された復興計画に記載された復興整備事業に係るものに限る。）を行うことができることとしました。

本特例措置に係る業務を独立行政法人都市再生機構法上の業務として規定する必要があるため、同法第 11 条第 2 項に当該業務を位置付けています。

(復興計画の実施に係る特別の措置関係)

問 40 農業振興地域の整備に関する法律の特例について教えてください。

(答)

農振法においては、転用を目的とした農用地区域からの除外は、

- ① 農用地区域外に代替する土地がないこと
- ② 農用地の集団化、担い手への農地の利用集積、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- ③ 土地改良事業の完了後8年が経過している土地であること

の要件を全て満たした場合に行うことができるとされているため、土地改良事業を実施した農地については、事業完了後8年間が経過した場合、その後は、①及び②の要件を満たせば、農用地区域から除外できることとなります。

しかし、復興計画に記載された土地改良事業については、当該計画の目標のために、土地区画整理事業や集団移転促進事業等と総合的に実施されるものであり、当該事業が完了しただけでは、その目標が達成されたことにはなりません。

このため、当該事業の完了から8年間が経過したことをもって、農用地区域からの除外を認めることは適当ではなく、復興計画の目標の達成を担保することが必要となります。

大規模災害復興法では、復興整備事業の実施区域内にある農用地区域内の土地の農用地区域からの除外については、農用地区域の変更に係る要件を満たすほか、復興計画の期間が満了した土地である場合に限り可能とすることとしました。



(都市計画の特例関係)

問 41 一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画とはどのようなものですか。

(答)

特定大規模災害を受けた地域においては、都市機能の喪失によって、日常生活の維持が困難となり、さらに基幹的産業の機能低下や雇用機会の喪失を招いて、地域社会の存続自体に深刻な影響が生じかねません。

このため、地震や津波、噴火等の特定大規模災害により、地域の都市機能全体が失われた場合においては、被災地域の円滑かつ迅速な復興のために、業務施設を含めた都市機能に係る施設を一団のものとしてとらえ、一体的に整備することで、都市機能を更新するための拠点となる市街地を形成することが不可欠です。

大規模災害復興法では、特定大規模災害を受けた一定の区域であって、当該区域内の都市機能を更新するための拠点となる市街地を形成することが必要であると認められるものについては、一団地の復興拠点市街地形成施設を定めることができます。

- ① 円滑かつ迅速な復興を図るために当該区域内の地域住民の生活及び地域経済の再建のための拠点として一体的に整備される自然的経済的社会的条件を備えていること。
- ② 当該区域内の土地の大部分が建築物（特定大規模災害により損傷した建築物を除く。）の敷地として利用されていないこと。

当該都市計画においては、次の事項を定めるものとします。

- ・ 住宅施設、特定公共施設（道路、公園及び下水道等）、公益的施設（教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設等の施設で居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設）、特定業務施設（事務所、事業所その他の業務施設で被災区域の基幹的な産業の振興、雇用機会の創出及び良好な市街地の形成に寄与する公益的施設以外の施設）の位置及び規模
- ・ 建築物の高さ制限、容積率又は建蔽率

当該都市計画については、必要な位置に適切な規模で配置すること等の都市計画基準を定めることとします。

(都市計画の特例関係)

問 42 大規模災害復興法における都市計画の決定又は変更の代行について教えてください。

(答)

大規模災害が発生した場合、被災した地方公共団体においては、行政機能の低下や専門的な知識・経験を有する職員の不足などによって、復興のために必要となる都市計画の決定等所要の措置を自ら速やかに講ずることが困難となることも想定されます。

このため、特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害(特定大規模災害等)による被害を受けた都道府県や市町村は、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について、国や都道府県による代行を要請できることとしました。

また、要請を受けた国や都道府県は、要請した地方公共団体における都市計画に係る事務の実施体制など地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で代行することができます。

(災害復旧事業に係る工事の国等による代行関係)

問 43 大規模災害復興法における災害復旧事業等の代行制度について教えてください。

(答)

東日本大震災では、被災による行政機能の低下等によって、自ら災害復旧事業等を実施することが困難な地方公共団体が発生したため、「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律」が制定され、海岸保全施設の災害復旧事業などについて、国等による代行がなされました。

こうした事態は、今後発生が懸念される大規模災害でも想定されるため、大規模災害復興法では、特定大規模災害等による被害を受けた地方公共団体等は、以下の災害復旧事業等に係る工事について、国や都道府県に代行を要請できることとしました。

- ① 漁港漁場整備法に規定する漁港施設の工事
- ② 砂防法に規定する砂防工事
- ③ 港湾法に規定する港湾施設の港湾工事
- ④ 道路法に掲げる国道・都道府県道・市町村道の工事
- ⑤ 空港法に規定する地方管理空港又は特定地方管理空港の工事
- ⑥ 海岸法に規定する海岸保全施設の工事
- ⑦ 地すべり等防止法に規定する地すべり防止工事
- ⑧ 下水道法に規定する公共下水道又は都市下水路の工事
- ⑨ 河川法に規定する指定区間内の一級河川・二級河川・準用河川の工事
- ⑩ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊防止工事

また、要請を受けた国や都道府県は、要請した地方公共団体等における工事の実施体制など地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で代行することができます。

## 災害復旧事業等の代行制度一覧

大規模災害復興法で措置する代行制度における対象事業、被代行者、代行権者の一覧は下表のとおりで、市町村が本来の施行者となるもののうち、漁港施設の災害復旧事業等の代行以外はすべて国に対しても、直接代行を要請することができます。

法	対象事業	被代行者	代行権者
§ 43	漁港施設の災害復旧事業等	都道府県	農林水産大臣
	漁港施設の災害復旧事業等	市町村	都道府県
§ 44	砂防工事	都道府県	国土交通大臣
§ 45	港湾施設の災害復旧事業等	都道府県	国土交通大臣
	港湾施設の災害復旧事業等	市町村等 <sup>※</sup>	国土交通大臣
	港湾施設の災害復旧事業等	市町村等 <sup>※</sup>	都道府県
§ 46	道路の災害復旧事業等	都道府県	国土交通大臣
	道路の災害復旧事業等	市町村	国土交通大臣
	道路の災害復旧事業等	市町村	都道府県
§ 47	空港の災害復旧工事等	都道府県	国土交通大臣
	空港の災害復旧工事等	市町村	国土交通大臣
	空港の災害復旧工事等	市町村	都道府県
§ 48	海岸保全施設の災害復旧事業等	都道府県	国土交通大臣
	海岸保全施設の災害復旧事業等	市町村等 <sup>※</sup>	国土交通大臣
	海岸保全施設の災害復旧事業等	市町村等 <sup>※</sup>	都道府県
§ 49	地すべり防止工事	都道府県	主務大臣
§ 50	公共下水道等の災害復旧事業	市町村	都道府県
§ 51	河川の災害復旧事業等	都道府県	国土交通大臣
	河川の災害復旧事業等	市町村	国土交通大臣
	河川の災害復旧事業等	市町村	都道府県
§ 52	急傾斜地崩壊防止工事	都道府県	国土交通大臣

※ 港務局、地方公共団体の組合

(雑則関係)

問 44 職員の派遣の要請等について教えてください。

(答)

特定大規模災害による被害を受けた地方公共団体では、復興のための膨大な業務の発生や、被災による行政機能の低下等によって、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足することも懸念されます。

このため、大規模災害復興法では、国に対して、職員の派遣を要請できることとし、また、内閣総理大臣や都道府県知事に対して、国や他の地方公共団体からの職員派遣をあっせんするよう求めることができます。

また、要請等を受けた国及び地方公共団体は、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、職員を派遣するよう努めることとしています。